

**Regional Development**

**Creating New Industries**

# **特定地域づくり事業 協同組合制度**

**Specific Community Development Project Cooperatives**

# 特定地域づくり事業 協同組合制度について

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、地域の事業者が共同で人材を雇用し、雇用された働き手は、季節や繁閑に応じて複数の仕事を組み合わせて働ける仕組みです。

※特定地域づくり事業協同組合制度は、都道府県知事の認定が必要です。

## 地域の課題



1

通年雇用の  
仕事がない

2

不安定な  
就労形態

3

若年層の  
人口流出

## 人手不足の解決

地域の事業者が連携して組合を設立し、地域に必要な人材を確保・維持します。

## マルチワークな働き方

組合は「マルチワーカー（組合職員）」と呼ばれる働き手を、通年の安定した雇用で直接雇い入れます。

※マルチワーカーとは、季節毎の労働需要に応じて複数の事業者の事業に従事する労働者です。

## 制度目的



1

通年雇用  
の実現

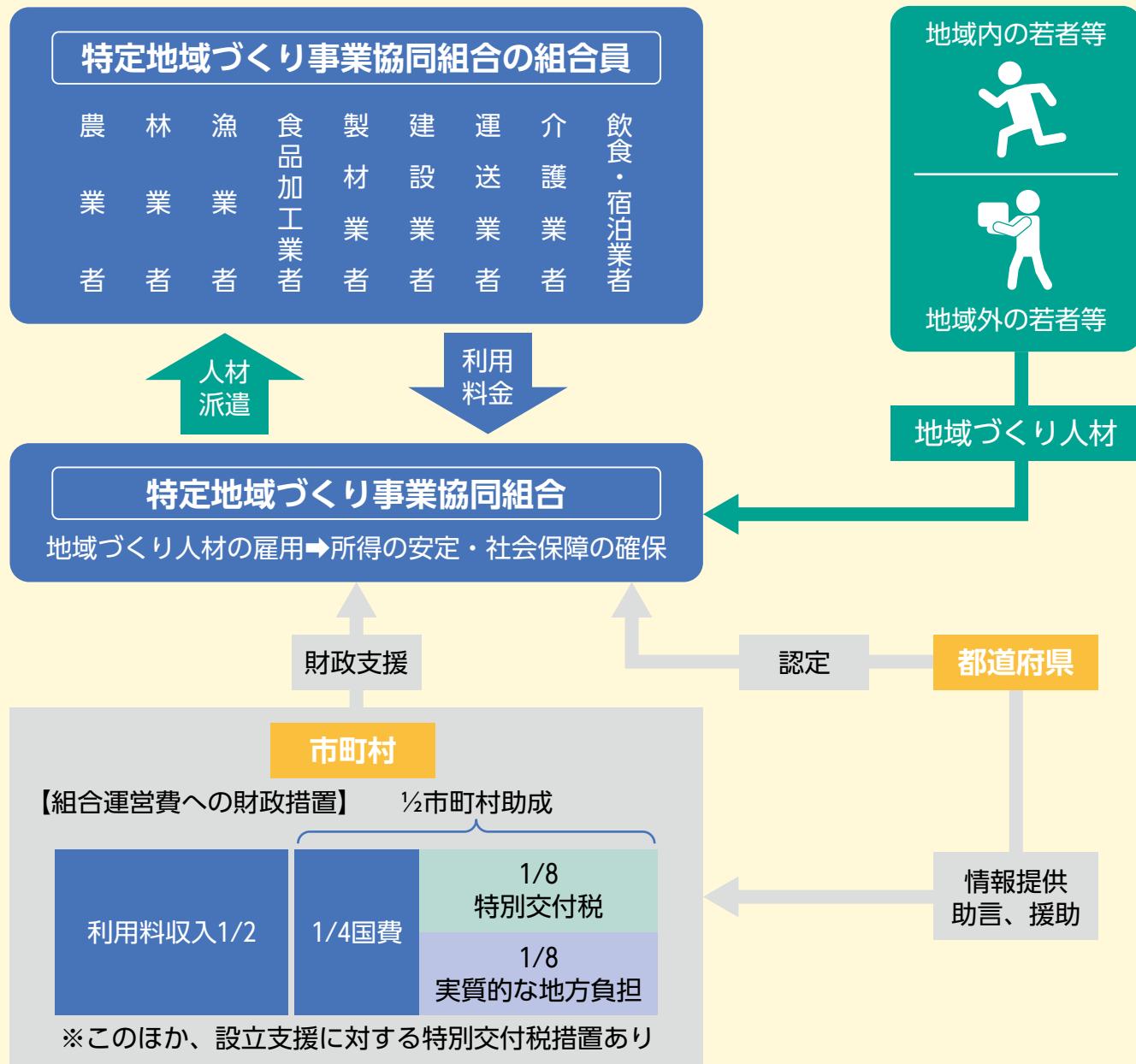
2

安定した  
就労形態

3

地域の  
担い手確保

この制度により、働き手は季節要因等に左右されない「安定した職と収入」を、事業者は「必要な時に即戦力となる人材」を確保できます。

**対象**

人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない

**認定手続**

事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

**特例措置**

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能  
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）

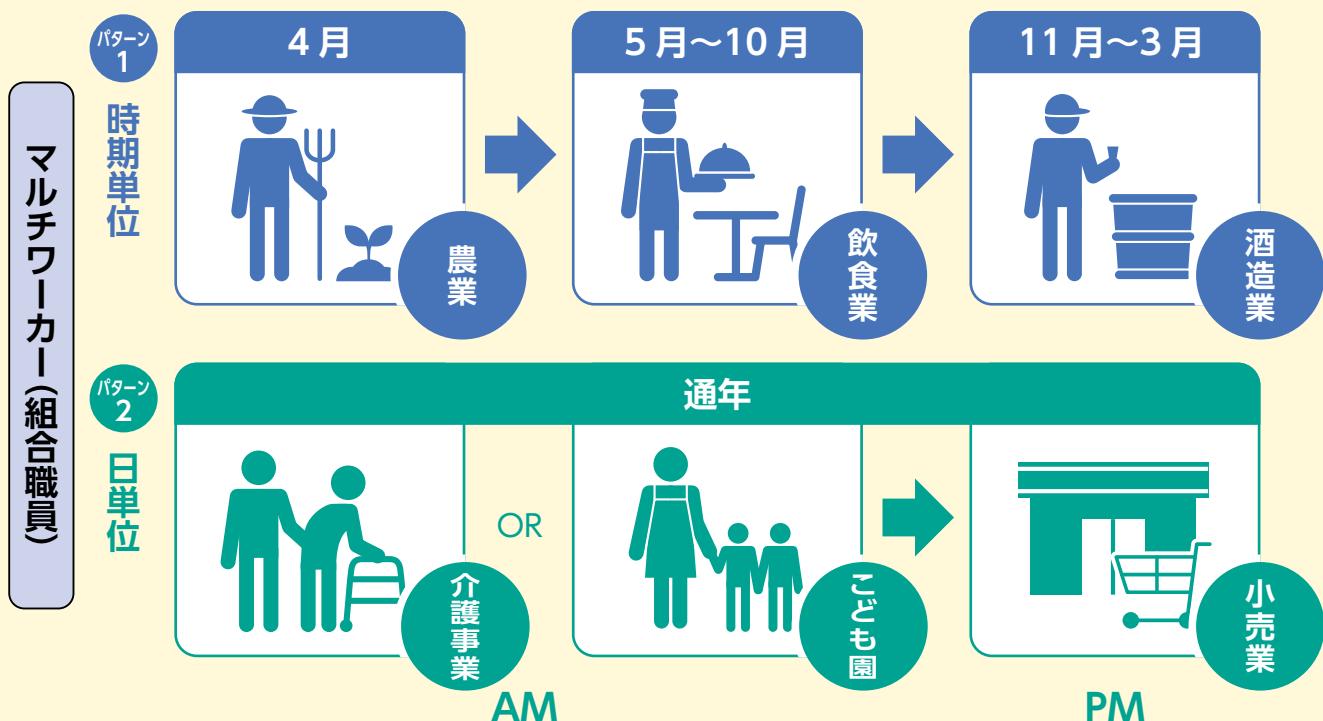
**その他**

令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和（員内利用の20%まで→市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）

【総務省資料を引用・加工】

# 3 制度の活用方法

## 特定地域づくり事業協同組合の活用イメージ



多様な働き方で複数業務のスキルアップも期待できます

### 事業協同組合の設立手順

- STEP 01 設立発起人の選定（4人以上）
- STEP 02 認可行政庁と事前協議（任意）
- STEP 03 創立総会の開催公告（開催日の2週間以上前に通知）
- STEP 04 創立総会・第1回理事会（定款の承認・役員選任など）
- STEP 05 設立認可申請・設立認可
- STEP 06 設立登記

### 特定地域づくり事業協同組合の認定等手続

- STEP 01 特定地域づくり事業協同組合の認定申請（北海道）
- 認定後、労働者派遣事業の届出（北海道労働局）
- STEP 02 特定地域づくり事業（労働者派遣事業）開始

# 4 設立のメリット

組合の メリット	<b>01 地域社会への貢献</b> 組合を設立することで、地域の雇用と経済活動を支え、人手不足による廃業や事業縮小を防ぎ、地域課題の解決にも貢献できます。
	<b>02 企業イメージの向上</b> 不安定な就労形態という地域課題の解決に寄り添う企業姿勢を示すことで、社会的信用やブランド価値の向上につながります。
	<b>03 人材確保・育成機会の創出</b> マルチワークによる多様な就労機会により新たな地域人材の育成と確保が実現できます。

市町村の メリット	<b>01 移住・定住の促進</b> 安定した仕事が確保できる組合は、移住希望者にとって大きな安心材料になり、定住促進にもつながります。
	<b>02 地域の担い手確保</b> 除雪・農林漁業・観光事業・公共施設管理など、住民サービスを支える仕事を組合が柔軟に担うことができます。
	<b>03 国の支援を受けられる</b> 制度の活用により国から一部交付金を受けることができるため、市町村単体では難しかった就労機会を生み出すことができます。

# 北海道の特定地域づくり事業 協同組合の状況

(令和7年12月時点)

The map highlights several towns and cities in Hokkaido, including稚内、中頓別町、初山別村、名寄市、下川町、北見、網走、根室、釧路、帶広、新得町、岩見沢、札幌、留萌、石狩市浜益地区、小樽、二セコ町、旭川、北見、留萌、石狩市浜益地区、小樽、二セコ町、札幌、岩見沢、新得町、帶広、釧路、室蘭、知内町、函館、以及下川町。各点用蓝色圆点表示，并与下方表格中的对应协会名称相连。

初山別村		中頓別町	
組合名	初山別事業協同組合 【新規設立】	組合名	中頓別町特定地域づくり事業協同組合 【新規設立】
設立日	令和4年1月14日	設立日	令和3年11月26日
認定日	令和4年3月14日	認定日	令和4年2月22日
事業開始	令和4年4月	事業開始	令和4年4月
組合員	9者	組合員	15者
派遣職員	1人	派遣職員	2人
派遣業務内容	ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務、除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務、福祉事業乗降補助業務、浄化センター管理業務、農業、サービス業	派遣業務内容	コテージ清掃・管理、道路パトロール、エアコン清掃・除雪業務、厨房清掃・配膳、製本等業務、牧場業務（搾乳）、カフェ接客、薪製造

石狩市浜益地区		名寄市	
組合名	浜益特定地域づくり事業協同組合 【新規設立】	組合名	なよろ地域づくり事業協同組合 【新規設立】
設立日	令和4年3月25日	設立日	令和4年2月14日
認定日	令和4年4月25日	認定日	令和4年3月14日
事業開始	令和4年5月	事業開始	令和4年4月
組合員	9者	組合員	5者
派遣職員	4人	派遣職員	3人
派遣業務内容	漁業、農業、畜産業、飲食店業務、観光業、サービス業等	派遣業務内容	旅客運送業務（タクシー及びバス）、穀類乾燥施設業務、農業

ニセコ町		知内町	
組合名	ニセコ移住ワーク協同組合 【新規設立】	組合名	しりうち地域づくり協同組合 【新規設立】
設立日	令和7年6月27日	設立日	令和6年4月1日
認定日	令和7年7月10日	認定日	令和6年4月26日
事業開始	令和7年10月	事業開始	令和6年6月
組合員	4者	組合員	20者
派遣職員	1人	派遣職員	5人
派遣業務内容	飲食店業務、飲食料品小売業務、宿泊業務、酒類製造業務	派遣業務内容	農業（ニラ・田植え等の作業）、農協業務（荷受・共選・倉庫業務等）、除雪業務

新得町		下川町	
組合名	わーくる十勝しんとく協同組合 【新規設立】	組合名	下川事業協同組合 【既存組合に事業追加】
設立日	令和7年8月8日	設立日	昭和25年2月27日
認定日	令和7年9月3日	認定日	令和3年2月22日
事業開始	令和7年10月	事業開始	令和3年3月
組合員	5者	組合員	19者
派遣職員	2人	派遣職員	4人
派遣業務内容	宿泊業務、飲食店・その他小売業、農産物選果、食料品製造業務・そば製麺	派遣業務内容	食料品小売・販売業務、木材製品検品、食料品製造業務

## POINT 1

### 派遣職員が雇用できないリスクがある

派遣職員が予定どおり雇用できない場合があることも認識しておく必要があり、リスク軽減のためには、派遣職員を雇用するための工夫が不可欠です。

また、地域の魅力は何か、組合でどのように特色を出すか、設立時から検討することが必要です。

## POINT 2

### 利用料金と派遣職員の給与は均衡を保った設定が不可欠

構造的赤字が生じると、組合運営が不安定になる要因となるため、派遣職員や組合員への一方的な配慮ではなく、均衡のとれた計画的な設定を行うことが必要です。

## POINT 3

### 市町村は一定の負担が継続することを理解する 負担が増加する場合も

交付金（特別交付税含む。）は、地方自治体の組合への補助に対して交付するものであることに注意が必要です。

なお、派遣職員が増えることは組合運営の安定化のためにも望ましいが、その分市町村の財政的負担は増加します。

## POINT 4

### 組合員の構成は重要

多種多様な事業者を組合員として繁忙期や閑散期のバランスを取ることができ、派遣職員の派遣先が確保され、安定的な組合運営にもつながります。

また、組合員の業種にバリエーションを増やすことで派遣職員を呼び込むことも可能です。

## POINT 5

### 事務局体制はもっと重要

事務局長や事務局職員の人選は重要です。地域活性化の観点から派遣職員を地域に溶け込ませる、派遣法の知見がある、地域の事業者や市町村との連携がとりやすい等の観点から慎重な選考が求められます。

# 設立・運営に向けてのサポート体制 関係各所と連携した伴走支援

総務省

制度の運営統括、財政支援（交付金）

北海道労働局

労働者派遣事業の届出及び運営に伴う監督・助言

北海道

特定地域づくり事業協同組合の認定や国との橋渡し

北海道中小企業団体中央会

組合設立・運営支援、関係各所・士業等専門家との連携支援

各市町村

組合設立への協力、国と協力した財政支援及び後方支援

支援機関

地元自治体や北海道との連携協力



北海道

北海道 特定地域づくり



制度概要、支援制度の内容や認定のための申請様式などが掲載



全国中央会 特定地域づくり



制度概要、制度の活用イメージ、各地の組合情報などが掲載



総務省 特定地域づくり



制度に係る法律、交付金について、調査事例などの情報が掲載



北海道労働局 労働者派遣事業



特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業に関する情報や、労働者派遣事業の届出に関する様式・報告書等が掲載

# 『特定地域づくり事業協同組合』 北海道内の活用事例

今回お話を伺いました！

## 【組合の概要】

名 称	浜益特定地域づくり事業協同組合（通称：浜ワーク）		
所 在 地	北海道石狩市浜益区		
組合員数	9者	派遣職員 (マルチワーカー)	4人
派遣業種	漁業、農業、畜産業、飲食業、観光業、サービス業等		



事務局長 德地 克実 氏

## 【組合設立を企図したきっかけ】

浜益では、漁業や農業といった基幹産業において、担い手不足と高齢化が深刻でした。特に、繁忙期に人手が足りない、あるいは、通年で安定した雇用を確保するのが難しいといった課題は、地域事業者さんたちが共通して抱えていた悩みでした。

『特定地域づくり事業協同組合』は、まさにこの課題を解決するために生まれた制度です。地域事業者が組合員となり、組合がワーカーを雇用・育成して各事業者のニーズに合わせて派遣することで、事業者は必要な時に必要な人材を確保できます。また、組合として育成・派遣を行うことで、個別の事業者が抱える育成負担を軽減し、より効率的に人材を確保することが可能になるんです。



## 【組合設立に当たり苦労したこと】

当初は、事業者さん側からも、「未経験者への育成に時間がかかるのでは？」『繁忙期に即戦力となる人材を確保できるか？』といった懸念の声がありました。育成には半年から1年はかかるという事実もありますから、その点についても事業者さんには丁寧に説明し、理解を求めながら合意形成を図っていきました。

## 【現在の運営状況について】

現在では、『繁忙期の人手不足が解消された』『真摯に仕事に取り組んでくれている』という手ごたえを感じており、最近では定期ミーティングでワーカー側より組合員事業所の業務改善のアイデアが出されるなど、日々ワーカーの成長を実感しています。

組合の活動が地域産業の活性化に貢献できていることを実感しています。

また、ワーカーの方々が地域イベントに積極的に参加し、地域住民の方々との交流を深めることで、地域に新しい風が吹いているとも感じています。

これは、組合が地域事業者とワーカー、そして地域住民を繋ぐ『調整役』として機能している証だと思っています。



## 【マルチワーカーとして働くことの魅力】



『マルチワーク』という働き方は、まさに現代のニーズに合っていると思います。浜益のような地域では、年間を通じて仕事の量に波がありますが、農業、漁業、飲食、観光など様々な仕事を組み合わせることで、年間を通じての仕事を創り上げることができ、収入を安定させることができます。

未経験の方でも簡単な作業をするには2~3日、大まかな指示で自分自身が判断して仕事を進めていけるようになるのも半年から1年ほどで出来るようになるため、新しいスキルを身につけたい、様々な経験を積みたい、という方には最適だと思います。例えば、元地域おこし協力隊で地域に魅力を感じて移住してきた方々が浜益で多様な仕事に挑戦し、『成長を実感できた』『地域に貢献できている』といった声は、充実した仕事ができている証だと感じています。

また、『暮らし』の面でも、浜益の豊かな自然や昔ながらの助け合いの精神が根付いている地域の人々の温かさの中で、安心して働くことができるので生活面での不安も軽減されているのではないかと思っています。



## 【制度の活用を検討している方達へのアドバイス】



まず、事業者の方々には、『地域全体で人材を育て、地域経済を活性化させる』という共通の目的意識を持っていただくことが大切です。そして、マルチワーカーを単なる『一時的な労働力』としてではなく、『地域を共に創る仲間』として受け入れていただく姿勢が重要です。



自治体や支援機関の方々には、組合設立の初期段階から丁寧な説明会や相談会を実施し、制度への理解を深めていただくことが円滑な設立に繋がると思います。そして、何よりも『地域全体でワーカーをサポートする体制』を構築することが制度を成功させる鍵となります。

## 【マルチワーカーへのサポート体制】

仕事の紹介やマッチングは、組合が責任を持って行います。ワーカーのスキルや希望を丁寧にヒアリングし、受け入れ慣れしている事業者に派遣したり、近隣地域での情報も提供したりしています。

育成期間については、現場の経験豊富な事業者さんたちと連携し、ワーカーの方たちが安心して仕事に取り組めるよう支援体制を整えています。また、地域住民の方々との関係構築も重視し、ワーカーと年齢の近い地域住民との接点を持つことや地域のお祭りなどのイベントに積極的に参加してもらい、ワーカーの皆さんのが地域に溶け込めるような環境づくりにも力を入れています。

『仕事での困りごとはもちろんのこと、日々の生活に関しても相談に乗り、しっかりと一人ひとりサポートしていく』これが、私たちのスタンスです。

現在雇用しているワーカーがキッチンカーでの副業を行っていたり、元ワーカーの方が飲食店を開業されたように、組合での経験がその後のキャリアにも繋がっていくことも大きな魅力の一つだと思います。



## 中小企業者の連携・組織化を支援する 連携組織専門支援機関です！

中央会は「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき設立された特別民間法人です。

中小企業等の連携・組織化に係る中小企業支援機関として、経営資源の相互補完を通じた中小企業組合の健全な発展と中小企業の振興を目指して事業を行っています。

### お問い合わせ先

北海道中小企業団体中央会			
本・支部	担当エリア	住所	TEL
本 部	石狩・日高 空知・後志	〒 060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル内	(011) 231-1919
道南支部	渡島・檜山	〒 040-0063 函館市若松町6番7号 ステーションプラザ函館内	(0138) 23-2681
上川支部	上川・留萌 宗谷	〒 070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター内	(0166) 22-5601
十勝支部	十勝	〒 080-0013 帯広市西3条南9丁目 帯広経済センタービル東館内	(0155) 22-9666
釧根支部	釧路・根室	〒 085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター内	(0154) 41-1545
網走支部	オホーツク	〒 093-0013 網走市南3条西3丁目 網走産業会館内	(0152) 44-2361
胆振支部	胆振	〒 050-0083 室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター内	(0143) 45-8104